

# 弁護団、裁判官と面談

◆ 第4次再審請求はあくまで事件の虚構性の明白化を主張

◆ 第5回の補充書提出を約束

第4次再審請求弁護人・大東泰雄



## 第四次請求の意義を訴える

一〇月一八日午後三時から約三〇分間、横浜地裁第二刑事部において、同部木口信之裁判長、竹下雄裁判官、渡辺美紀子裁判官、横浜地検粟田知穂検事、弁護人大川隆司弁護士、佐藤博史弁護士、横山裕之弁護士、木村文幸弁護士、大東が出席し、第四次請求の今後の進行について、裁判所・検察官・弁護人の三者協議を行った（請求人の小野新一氏も出頭したが、裁判長に出席を拒否された。この点は、今後の課題であろう）。

今回の三者協議は、免訴を言渡した第三次請求再審判決宣告後の今年六月、前任の松尾昭一裁判長が木口裁判長と交代され、

両陪席裁判官も交代したため、弁護団から裁判所に対し、第四次請求独自の意義や、今後の進行について直接訴え、また、新しい裁判長の考えを窺い知る必要があると考え、弁護団が求めたものである。

## 公開の法廷での証人尋問を要望

三者協議は、佐藤弁護士の以下の概要説明により開始された。佐藤弁護士

治安維持法の規定上、被告人を処罰するには、結社の目的遂

行のために細川論文を掲載したと認められる必要がある。

そして、そのためには、共産党再建を目的とする泊会議が開かれ、そこでの決定に基づいて細川論文を掲載したと構成することが不可欠であり、それゆえに、苛烈な拷問が行われたのである。

ところで、弁護人が新証拠と考えるのは、本件の予審終結決定そのものである。

つまり、予審終結決定が泊会議を認定したのに対し、確定判決からは泊会議の認定が抜け落ちていくが、職権主義を採る旧刑事訴訟法のもと、確定判決が予審終結決定の掲げる事実を認定しなかつたことは、同判決が、当該事実を認定できなかったことを意味する。

したがって、確定判決自身、泊会議が虚構で、横浜事件が空中

## 会費更新のお願い

引き続き会員としてご支援をお願いいたします。

◆ 更新の方には、振替用紙を同封いたしました。

■ 個人 Ⅱ 一年間 二〇〇〇円 / 団体 Ⅱ 一年間 五〇〇〇円

No.58

2006. 11. 7

〔事務局〕

〒101-0064

東京都千代田区

猿楽町1-4-8

松村ビル401

TEL03-3291-8066

FAX03-3291-8066

楼閣であることを自認しており、裁判所は、そのことを知りながら、小野氏に有罪判決を下したのである。

そこで、第四次請求の主眼は、特高の拷問を明らかにすることよりも、泊会議が虚構と知りながら有罪判決を下した先輩法曹の誤りを、後輩である我々が正すことにある。

実は、佐藤は、交代前の左陪席裁判官から、特高の拷問を主張しないのかという問い合わせを受け、背景としてのみ主張すると回答しており、木口裁判長のもとでも、同様の立場を採りたい。

そこで、そのために、既に請求したとおり、細川論文の鑑定証人である今井清一証人、荒井信一証人、波多野澄雄証人のほか、泊会議での決定に基づいて細川論文を掲載することは出版の一般的スケジュールから考えられないことを明らかにするため、橋本進証人の尋問を行って頂きたい。くわえて、本件は出版に関する問題であるから、是

非とも公開の法廷で尋問を行って頂きたい。

### 泊会議の虚構こそ事件の本質

これに対し、木口裁判長は、「自分の理解が不十分かもしれないが」と前置きされたうえで、以下のように述べられ、弁護人とのやり取りが続いた。

#### 木口裁判長

再審は確定判決に対するものであるから、確定判決がどのような証拠をどのように位置づけて事実を認定したか(証拠構造)は、重要なことだと思おう。

そして、確定判決は、被告人の自白を主たる証拠として事実認定しているから、再審では、拷問など、自白の信用性に関する事実を問題にせざるをえないのではないか。自白の信用性に関係ないとの考えは、法律論として違和感を感じる。

#### 佐藤弁護士

拷問を取り上げた第一次請求では再審開始が認められなかったので、第四次請求では泊会議

の虚構を問題にしたのだが、予想外にも、第三次の即時抗告審が拷問を理由に地裁決定を支持したので、現在では、拷問の主張のみでも再審開始を決定して頂けると考えている。

しかし、先に述べたとおり、横浜事件の本質を明らかにすることこそが重要であり、拷問の問題だけに集約することはできない。自白の信用性は、無論、重要な問題であり、その点を主張しないことにはないが、自白の信用性と同様に、泊会議の虚構という根本的な問題についても、きちんと取り上げて頂きたい。

#### 木口裁判長

法律論として、再審は確定判決をベースにする必要があるもので、裁判所が、自白の信用性を含めて判断できるよう、主張を整理し、さらに新証拠があれば提出して頂きたい。

### いまこそ問われるべき横浜事件

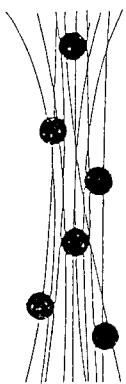
以上の議論を経て、弁護人が、自白の信用性を含めた主張を整

理する書面の提出を約束し、三者協議を終えた(なお、検察官は何ら意見を述べなかった)。

なお、三者協議後の記者会見には、一〇名の記者が参加し、今後の見通し等について多数の質問が寄せられた。

既に戦後六〇年を経過したが、戦時下の言論統制を象徴する横浜事件の意義は、今日でも、否、戦争を許す社会に向かいつつある今日であるからこそ、社会に広く問われなければならない。

今後は、法律論に重きを置く裁判長の意向を汲み、拷問の問題を含むより幅広い主張を展開する必要があるが、従前の弁護方針が大きく変わることはない。第四次請求の使命は、依然として、泊会議、そして横浜事件そのものの虚構を明らかにし、それに加担した司法の非を正すという、極めて重要なものなのである。



## 弁護士、補充意見書提出へ

一〇月三〇日、弁護士団と請求人（齋藤信子）・支援する会事務局の合同会議がひらかれた。席上、一八日の三者協議（大東弁護士の記事参照）が報告され、横浜地裁側の要望にこたえ、新たに補充意見書を提出することとした。

私たちの基本的立場は、諸事件の中心である共産党再建準備会議（泊での宴会）が虚構であることを確認し、虚構にもとづ

く有罪判決を取り消し、無罪言い渡しをもちとることである。

虚構を捏造するために加えられた特高の拷問については、第四次申し立て理由でも指摘しているところであるが、地裁側の要望もあるので、私たちの基本的立場に自白の信用性（拷問）問題を併せた文書を提出することとした。一刻も早い再審開始決定を望みたい。

事務局／橋本 進

## 森川金寿先生逝去

横浜事件再審第一次請求（一九八六年）、第三次請求（九八年）の弁護士団長であった森川金寿先生が、一〇月一六日、肺炎で亡くなられました。九三歳。

第一次請求で発足した私たち「横浜事件再審裁判を支援する会」は、ご高齢にもかかわらず、常に運動の先頭に立たれた先生に深く感謝しながら、心からの哀悼を捧げます。

なお、先生は、教科書検定をめぐる「家永教科書訴訟」の弁護士団長、ベトナム戦争犯罪を裁いた「ラッセル民衆法廷」の審判員など、日本の法と平和と民主主義の上で、大きな足跡を残されました。

＊森川先生追悼、および第三次請求の公判の模様（東京高裁、十一月九日、一二月七日）は、次号に掲載いたします。

## 出版OB会・横浜事件体験ツアー

山口 正（東洋経済社友）

七月初旬、橋本進さん以下四人の体験ツアーに参加した。動機は、社史編纂のなかで加藤政治が一九三九年東洋経済出版部に入社（別名「彪二」を名乗る）、翌年から細川嘉六の『植民史』を担当し、四一年

た獄に囚はれし夢明け易し」に、癒えぬ傷の深さが窺えた。七月五日に訪れたのは、六五年前の四二年同月同日、細川が『植民史』の印税で加藤をはじめ、満鉄調査室員、中央公論、改

九月の刊行を機に東京新聞政治部に移り、二年後に泊事件の一人として検挙された事実を知ったこと、および『言論の敗北』の筆者の一人、渡辺潔氏（日本評論社）の夫人延子さんと六〇年代の数年間、職場を共にしたことによる。

夫妻は我孫子市手賀沼湖北台に居を定め、俳誌『暖流』に拠りそれぞれ『句集・碧譚』を残されたが、潔氏晩年の「ま



▲ツアーの様子は北日本放送のテレビニュースで紹介された。（2006年7月5日、紋左旅館広間にて）

造の編集者ら七人を招き慰労会を催した富山県泊町（現朝日町）の旅館「紋左」。

玄関には、神奈川県特高により共産党再建議の証拠とされた写真や、細川の小学校同級生で五代目の女将、柚木ひさと並んだそれも飾られていた。当時特高の厳しい取調べを受けた女将と料亭「三笑楼」主人平柳梅次郎は、頑として捏造話を拒否したという。

七代目哲秋さんが継ぐ今も、家屋は当時の佇まいを残し、客間には細川の軸「闇いよいよ深ければ星の光いよいよ輝く」一九四六年夏」が懸けてあった。

地元の奥田淳爾氏（元洗足学園魚津短大教授）が、貧しい漁師の子細川が篤志家の援助で一高、東大を経て政治学者へと成長していく姿と業績を語られ、いま富山県発行の『郷土に輝く人びと』の一人だと紹介。

戦後、女将が細川と写った写真を見せられ、思わず「大好きな人」と胸に抱いた話はグツときました。裏切った幼馴染ならこう

はいかない。彼女や三笑楼主人の偉さは細川の偉さと等価だ。

宴会では、活きのいい魚と紋左、朝日町の魚津龍一町長差入れの銘酒に満足しながらも、同業先輩たちの暗転する人生に思いを馳せざるをえなかった。

翌六日は、細川が大安寺内に建立した自然石の父母の墓や三笑楼跡などを観、取材の北日本放送、案内の米田朝日町観光係長らと別れ、次の目的地に向かった。

後日の発見譚。戦後の加藤は彪二の名で早くも『中央公論』の復刊三号（四六年五月）「総選挙後の政治動向」から、五五年二月「保守安定政権を望むなら」まで、評論・政治家論など一〇

本を掲載し、五五年二月五日付『図書新聞』が履歴と写真入りで、「新しいタイプの政治評論家」と紹介していた。中村智子著によれば、その半年後の八月二日、三九歳の若さで死亡、職歴は東京新聞社記者・文化放送文芸部長とある。

会員の皆さんの声

▼大川さんのお話に改めて勉強させられました。百瀬雄彦

▼（前文略）同封のもの（「横浜事件と残留孤児・敗戦60年後の現実」「横浜事件判決の意味するもの・明治憲法が生きている司法の世界」）は、地域で出しているミニコミ紙に書いたものです。草の根の声としてお届けいたします。高野哲郎

▼「一日も早い無罪を」と願っています。野崎泰子

▼私の友人が入会したいと申し出ておりますので会費と住所をお知らせします。菊池由紀子

カンパを寄せて下さった方々

（6月）埼玉県立豊岡高校 平光晋 永田誠（7月）岩波労組 永田誠（8月）由利恵勇 佐藤よし（9月）山本剛士

事務局より

■いつの間にか一二月を迎えてしまいました。二一回目の会費更新の季節です。前期は一八〇

人の方が更新して下さいました。発足当初に比べれば三分の一になりましたが、二〇年よくがんばったと思います。今期も、会費更新をよろしくお願い申し上げます。

■再審請求の書類を作るため、新宿御苑の近くにあった森川先生の事務所に通いました。そのころ木村さんは、中野の病院に入院していて、青山さんのお使いで病院へも行きました。そのお二人が亡くなられ再審請求に至る過程と第一次請求のことを語れる人が少なくなってきました。森川先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。（金田）

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8  
 松村ビル401  
 横浜事件再審裁判を支援する会  
 tel/fax 03-3291-8066  
 〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円  
 ●郵便振替 00130-7-150641  
 ●銀行振込 みずほ銀行九段支店  
 普通預金口座1478864  
 横浜事件再審裁判を支援する会